

企業誘致推進事業
企画提案方式実施要領

令和4年7月
うるま市経済部産業政策課

1 趣旨と目的

首都圏を中心とした様々な業種業態の企業に対し、市の投資環境や企業進出に関するインセンティブについての情報発信を強化する。

また、企業進出を目的とする各種問い合わせへ積極的に対応するため、ポータルサイトを作成し、企業が本市環境に係る情報を時間に捕らわれず、かつ容易に確認できる体制を構築する。

さらに、域外において当事業・市事業について周知を図る事で、産業集積地としてのブランディングを推進する。

2 受託者（候補者）選定

受託者を決定するにあたっては、委託予算額を上限とする予算の範囲で実施可能な企画内容と事業効果の高い提案事業を審査し、委託契約候補者を選定する。

3 委託元

名称 うるま市経済部産業政策課
所在地 うるま市みどり町 1-1-1

4 委託期間

契約日から令和5年3月24日まで

5 委託業務内容等

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

6 応募の要件

- (1) ターゲットとなる企業が多く集積する首都圏に本店、支店、営業所等いずれかを有していること。
- (2) 企業誘致に関連の深い事業の受託実績のある企業
- (3) ポータルサイト作成に関連の深い事業の受託実績のある企業

7 応募者の資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしていない者でないこと。
- (5) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (6) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な知識・人員・経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) うるま市から指名停止措置などを受けていないこと。
- (8) 募集する委託業務に必要とされる知識、実績又は同様の経験を有していること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とし、この場合は以下のとおりとする。
 - ①共同企業体を代表する事業者は、資格要件(1)、(2)を満たし、応募を行うこと。
 - ②共同企業体を構成する全ての事業者は資格要件(3)～(9)を満たす者であること。
 - ③共同企業体を代表する事業者は最大の出資比率でなければならない。

8 提出書類

以下の書類を持参または郵送により提出して下さい。

提出部数については、原本 1 部、写し 7 部を提出して下さい。

- (1) 応募申請書（様式 1）
- (2) 会社概要（様式 2）
- (3) 業務実績（様式 3）
- (4) 企画提案書 ※「10 公募 (3) 提出書類の提出期限」参照
- (5) 事業見積書 ※任意様式
- (6) 添付書類
 - ①履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ②法人税、市県民税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ③共同企業体協定書（様式 4）※共同企業体で応募する場合
※共同企業体で応募する場合は構成員全員の添付資料が必要です。

9 委託業務対象経費

- (1) 委託上限額：9,995,000 円（消費税及び地方消費税計 10%込み）以内とする。
※仕様書内に示す、補助金についても含めて積算する
- (2) 他事業費については業務委託仕様書を参考とする。
- (3) 事業見積書には、各費目の単価、内訳、金額の根拠を記載すること。

10 公募

- (1) 公募方法
うるま市HPにて公募を行う。

- (2) 公募期間
令和4年7月21日(木)～令和4年8月1日(月)
- (3) 提出書類の提出期限
令和4年8月1日(月)12時まで(郵送の場合は当日16時必着)。
※企画提案書のみ令和4年8月10日(水)12時まで。
※提出された書類は返却いたしません。
- (4) 質問方法
質問書(様式5)のみにおいて、FAXにて令和4年7月26日(火)12時まで
受付する。回答は随時、ホームページで公表する。

11 審査方法等

- (1) 審査の方法
- ①うるま市が設置する企画提案選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、各提案内容を審査し、委託先候補者を選定する。
 - ②審査は、提出された8.提出書類一覧に基づき、書類審査(1次審査)及びプレゼンテーション(2次審査)によるものとする。
 - ③選定委員会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に関する問い合わせ・異議等には一切応じないものとする。
 - ④応募者が1者の場合でも、審査は実施するものとし、一定水準を満たした企画提案がない場合は、該当者なしとする場合がある。
- (2) 1次審査
提出書類「8.提出書類」に基づき提出された書類審査を行う。
- ①審査内容
提出書類の不備等の確認及び、応募要件・資格の確認、企業の実績等
- ②結果通知 令和4年8月5日(金)
- ③通知方法 電子メールで通知する。
- (3) 2次審査
- ①開催日時 令和4年8月16日(火)
- ②会場 うるま市役所本庁舎 会議室
- ③割当時間 プレゼンテーション20分、質疑応答10分、合計30分以内とする。
- ④出席人数 1業者当たり3人以内とする
- ※詳細なプレゼンテーションの日程及び開始時間、会場は提案者へ別途連絡する。
※プレゼンテーションソフトを使用する場合には、各提案者で機材を準備すること。

12 選定方法等

- (1) 提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会において総合的に判断する。なお、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合の実務担当者が行うものとする。
- (2) 選定方法については、書類審査及びプレゼンテーションの内容によるものとし、選定委員会により審査を行う。提出された「企画提案書」に基づいたプレゼンテーションの内容により点数方式で採点し、評価点の最も高い応募者を契約候補者として決定する。あわせて、評価点の順位に基づき次点者を補欠契約候補者として特定する。
- (3) 選定委員各人の持ち点は均一とし、各社に対し委員1人当たり基本点の合計を100点満点として評価するものとする。選定委員の採点の最高点と最低点を除いた平均点を評価点とする。
- (4) 順位点の合計で複数の者が並んだ場合は、以下の手順で評価順位を決定する。同点の場合、委員長の順位が高い者を上位とする。
- (5) 評価点が7割を満たない場合には採用しないものとする。
- (6) 審査委員会は非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには応じないものとする。
- (7) 厳正を期するため、この情報を得た日から業者決定までの期間については本件に関する一切の営業活動を禁止する。但し、本市が必要とする場合はこの限りではない。

(8)【評価基準表】 選定委員会は審査にあたって以下の事項等について評価する。

書類審査						
審査項目	判断基準		評価	傾斜配分	評価点	
応募申請書(様式1)	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適				
会社概要(様式2)	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適				
業務実績(様式3)	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適				
(4)添付書類	履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/> 適				<input type="checkbox"/> 不適
	納税証明書	<input type="checkbox"/> 適				<input type="checkbox"/> 不適
	共同企業体協定書	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適			
(5)見積書(任意様式)	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適				
平成29年度以降実績	同種・類似・関連の実績に応じ評価する。なお、同種・類似・関連の順に高く評価する。 同種有り=最大20点 同種無し類似有り=最大16点 関連のみ=最大12点	同種業務の受託実績を有する	20	×1	/ 20	
		類似業務の受託実績を有する	16			
		企業誘致に関連深い業務の受託実績を有する	12			
	地方自治体	地方自治体から受託したコンサルティング業務実績を有する	5	×1	/ 5	
	その他	民間企業からの情報通信産業分野の事業受託実績を有する	5	×1	/ 5	
① 書類審査の合計					/ 30	
プレゼンテーション						
審査項目	審査のポイント		評価	傾斜配分	評価点	
企業誘致の戦略等	企業誘致推進を目的とするポータルサイト制作及び運用において、提案が優れている場合に優位に評価する		5・4・3 2・1	×3	/ 15	
過去の受託業務における工夫・配慮	過去に携わった関連のある業務において、主体的な工夫、配慮について優れていれば優位に評価する		5・4・3 2・1	×2	/ 10	
・業務実施方針 ・実施フロー ・工程計画 ・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	5・4・3 2・1	×3	/ 10	
	独自性・有益性	事業者に独自性・有益性が認められ、うるま市にとって有意義な提案となっている場合に優位に評価する。	5・4・3 2・1	×3	/ 15	
	その他	本事業の遂行に必要なノウハウを有し、人員の配置を適切に示しており、工程等の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5・4・3 2・1	×2	/ 10	
		見積書の積算について妥当性があれば優位に評価する。	5・4・3 2・1	×1	/ 5	
	プレゼンテーションの内容・能力及びヒアリング(質問)対応		5・4・3 2・1	×1	/ 5	
② プレゼンテーションの合計					/ 70	
合計(①+②)					/ 100	

13 審査対象除外

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (3) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

14 審査結果

プレゼンテーション実施後、審査結果を参加者に対して文書にて通知する。審査結果についての異議は認めないものとする。

選定した契約候補者とうるま市において、仕様の詳細を確定させたいうで、業務委託契約を締結する。

15 提案に係る要件

次に掲げる要件を満たし、了承できること。

- (1) 当該委託事業の実施により得られた情報は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。
- (2) 事業受託者は、当該委託事業の実施により得られた情報を、他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者が当委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、うるま市個人情報保護条例の他、別記の個人情報取扱特記事項に基づきその取扱いに十分留意し漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 当該委託事業の実施により得られた特許権等の知的財産権は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。ただし、次のすべての要件を満たした場合、委託先に帰属させることが出来る。
 - ① 知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、うるま市に報告すること。
 - ② うるま市が公共の利益のために要請する場合、うるま市に対し当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
 - ③ 正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、うるま市の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
 - ④ 委託先が知的財産権に関する事業を実施しなくなった場合、当該知的財産権を事業の目的に従い、うるま市が認める関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

16 留意事項

- (1) プロポーザルにおける企画提案は1者につき1案とし、企画提案に係る費用は全て提案者の負担とする。
- (2) プロポーザルの参加に際して、提出書類は返却されないものとする。
- (3) 書類提出後、企画提案書等の修正変更は原則認めない。
- (4) 提出書類の著作権は応募者に帰属する。但し、うるま市が本プロポーザルに関する報告、公表などのために必要な場合は、提案者の承諾を得たうえで提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルの辞退を理由に今後の指名などで不利益な扱いを受けることはない。

17 問合せ及び提出先

〒904-2215

沖縄県うるま市みどり町1-1-1

うるま市 経済産業部 産業政策課 企業立地係

TEL : (098)923-7611 FAX : (098)923-7623

Email : sangyou-ka@city.uruma.lg.jp